

令和元年度

# 行政監査報告書

松浦市監査委員



松浦市監査委員公表第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定に基づき、行政監査を実施したので、同法第199条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和2年2月5日

松浦市監査委員 守山秀利  
松浦市監査委員 神田 稔

## 目 次

第 1 駐在監査の種別	1
第 2 駐在監査の項目	1
第 3 駐在監査の目的	1
第 4 駐在監査の期間	1
第 5 駐在監査の対象及び方法	1
第 6 駐在監査の着眼点	1
第 7 駐在監査対象事務の概要	2
第 8 駐在監査の結果	7
第 9 駐在監査結果に係る意見	12

# 監査結果報告書

第1 監査の種別 行政監査

第2 監査の項目 行政財産の管理状況について

第3 監査の目的

行政財産の目的外使用許可及び貸付等について、その状況を把握すると共に、法令等に照らして適正に管理が行なわれているかどうかについて検証し、今後の適正な行政財産の管理に資することを目的とした。

第4 監査の期間 令和元年10月10日から106日間

第5 監査の対象及び方法

1 監査の対象

平成30年度における行政財産（土地・建物）の目的外使用許可、貸付等の状況を対象（ただし、公共用物に関する特別法の規定のあるもの（道路法、港湾法、河川法、都市公園法等）は除く。）とした。

2 監査の方法

各課から調査表及び関係書類の提出を求め、これらの書類の審査を行うとともに、必要に応じて関係職員等から説明を受けるなどの方法により監査を実施した。

第6 監査の着眼点

- 1 目的外使用許可に係る事務が適正に行なわれているか。
- 2 目的外使用料の算定及び徴収が適正に行われているか。
- 3 減免の事務が適正に行われているか。
- 4 目的外使用許可にかかる関係例規等が整備されているか。
- 5 貸付・処分等が適正に行われているか。

## 第7 監査対象事務の概要

### 1 行政財産の目的外使用許可状況について

#### (1) 所管課所別の使用許可状況

表1 所管課所別の使用許可件数

所管課所名	件数	左記の内訳		
		土地	建物	土地と建物
総務課	0	0	0	0
防災課	0	0	0	0
政策企画課	1	0	0	1
税務課	0	0	0	0
市民生活課	3	2	1	0
健康ほけん課	0	0	0	0
長寿介護課	0	0	0	0
福祉事務所	0	0	0	0
子育て・こども課	2	2	0	0
農林課	0	0	0	0
地域経済活性課	36	33	3	0
水産課	24	24	0	0
建設課	0	0	0	0
都市計画課	26	19	7	0
福島支所	1	0	0	1
鷹島支所	4	2	0	2
福島診療所	5	3	2	0
鷹島診療所	0	0	0	0
会計課	17	8	8	1
上下水道課	17	17	0	0
議会事務局	0	0	0	0
選挙管理委員会事務局	0	0	0	0
監査委員事務局	0	0	0	0
農業委員会事務局	0	0	0	0
学校教育課	0	0	0	0
教育総務課	6	6	0	0
生涯学習課	40	33	7	0
文化財課	3	0	3	0
消防本部	11	7	4	0
計	196	156	35	5

平成30年度において行政財産の目的外使用許可を行った部署は15課所、使用許可件数は合計196件で、内訳は土地が156件(79.6%)、建物が35件(17.9%)、土地と建物両方が5件(2.5%)となっている。

所管課所別の使用許可件数で見ると、社会教育・体育施設等を所管する生涯学習課が40件(20.4%)と最も多く、次いで公園施設等を所管する地域経済活性課が36件(18.4%)、公営住宅を所管する都市計画課が26件(13.3%)となっている。

(2) 用途別の使用許可状況

表2 用途別の使用許可件数

所管課所名	電柱 電話柱	自動販 売機	共架電 線その他 線類	埋設管 類	機器等 設置	看板	事務所 作業所	事業 用地	駐車場	倉庫 物置	資材等 置場	仮設建物 仮置場	その他	計
総務課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
防災課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
政策企画課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
税務課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市民生活課	0	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3
健康ほけん課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長寿介護課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福祉事務所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
子育て・こども課	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
農林課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地域経済活性課	4	0	1	2	2	5	0	3	0	1	2	2	14	36
水産課	3	0	0	2	0	0	0	6	5	2	0	6	0	24
建設課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
都市計画課	4	2	0	1	1	3	0	0	2	0	0	1	12	26
福島支所	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
鷹島支所	1	0	0	0	1	0	2	0	0	0	0	0	0	4
福島診療所	1	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
鷹島診療所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
会計課	0	6	0	0	6	1	1	0	0	0	0	0	3	17
上下水道課	5	1	0	1	1	3	0	0	1	0	1	2	2	17
議会事務局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
選挙管理委員会事務局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
監査委員事務局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
農業委員会事務局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
学校教育課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
教育総務課	1	0	2	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	6
生涯学習課	2	13	3	1	2	1	0	0	2	10	1	2	3	40
文化財課	0	1	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	3
消防本部	1	3	0	0	5	0	0	0	0	0	1	0	1	11
計	24	29	9	8	22	13	4	9	11	13	5	13	36	196

用途別の使用許可件数については、その他を除いて自動販売機が 29 件（14.8%）と最も多く、次いで電柱・電話柱が 24 件（12.2%）、機器等設置が 22 件（11.2%）、看板、倉庫物置、仮設建物・仮置場がそれぞれ 13 件（6.6%）となっている。

その他の 36 件について主なものは、テレビ・携帯電話等の電波通信に係る中継（基地）局、公営住宅への一時入居、防犯灯などである。

### (3) 申請者別の使用許可状況

表3 申請者別の使用許可件数

所管課所名	個人	法人	各種団体等	国の機関	地方公共団体	計
総務課	0	0	0	0	0	0
防災課	0	0	0	0	0	0
政策企画課	1	0	0	0	0	1
税務課	0	0	0	0	0	0
市民生活課	0	2	1	0	0	3
健康ほけん課	0	0	0	0	0	0
長寿介護課	0	0	0	0	0	0
福祉事務所	0	0	0	0	0	0
子育て・こども課	0	2	0	0	0	2
農林課	0	0	0	0	0	0
地域経済活性課	0	31	2	2	1	36
水産課	1	20	0	0	3	24
建設課	0	0	0	0	0	0
都市計画課	11	9	4	1	1	26
福島支所	0	1	0	0	0	1
鷹島支所	0	3	0	0	1	4
福島診療所	0	5	0	0	0	5
鷹島診療所	0	0	0	0	0	0
会計課	3	9	2	0	3	17
上下水道課	2	12	1	1	1	17
議会事務局	0	0	0	0	0	0
選挙管理委員会事務局	0	0	0	0	0	0
監査委員事務局	0	0	0	0	0	0
農業委員会事務局	0	0	0	0	0	0
学校教育課	0	0	0	0	0	0
教育総務課	1	5	0	0	0	6
生涯学習課	1	21	15	1	2	40
文化財課	0	3	0	0	0	3
消防本部	0	5	1	0	5	11
計	20	128	26	5	17	196

申請者別の使用許可件数については、法人が 128 件 (65.3%) と最も多く、次いで各種団体等が 26 件 (13.3%)、個人が 20 件 (10.2%)、地方公共団体が 17 件 (8.7%)、国の機関が 5 件 (2.5%) となっている。

### (4) 新規・更新別の使用許可状況

表4 新規・更新別の使用許可件数

区分	電柱 電話柱	自動販 売機	共架電 線その他 線類	埋設管 類	機器等 設置	看板	事務所 作業所	事業 用地	駐車場	倉庫 物置	資材等 置場	仮設建物 仮置場	その他	計
新規	1	0	2	0	0	3	0	0	3	0	3	7	6	25
更新	23	29	7	8	22	10	4	9	8	13	2	6	30	171
計	24	29	9	8	22	13	4	9	11	13	5	13	36	196

新規・更新別の使用許可件数については、新規が25件(12.8%)、更新が171件(87.2%)となっており更新が多くを占める。新規の主な用途は、仮設建物・仮置場、資材等置場、駐車場及び看板用地となっている。

### (5) 使用料の減免状況

表5-1 用途別減免件数

区分	電柱 電話柱	自動販 売機	共架電 線その他 線類	埋設管 類	機器等 設置	看板	事務所 作業所	事業 用地	駐車場	倉庫 物置	資材等 置場	仮設建物 仮置場	その他	計
減免なし	23	29	9	5	7	4	2	8	9	1	3	6	18	124
減免あり	減額	0	0	0	0	1	0	1	0	0	1	1	0	4
	免除	1	0	0	3	14	9	1	1	2	12	1	6	18
	(小計)	1	0	0	3	15	9	2	1	2	12	2	7	18
計	24	29	9	8	22	13	4	9	11	13	5	13	36	196

表5-2 理由別減免件数

所管課所名	使用許可 件数	左記の内 減免による使用 許可件数			減免理由		
		減額	免除	計	国及び他の地方公 共団体その他公的 団体が公用若しく は公共用又は公益 事業の用に使用す るとき	公共の団体が公用 若しくは公共用又 は公益事業の用に 使用するとき	市長が特に必 要と認めたと き
政策企画課	1	0	0	0	0	0	0
市民生活課	3	0	0	0	0	0	0
子育て・こども課	2	0	0	0	0	0	0
地域経済活性課	36	0	20	20	3	8	9
水産課	24	0	5	5	3	2	0
都市計画課	26	0	8	8	2	4	2
福島支所	1	1	0	1	0	1	0
鷹島支所	4	0	1	1	1	0	0
福島診療所	5	0	0	0	0	0	0
会計課	17	0	4	4	3	0	1
上下水道課	17	3	4	7	1	0	6
教育総務課	6	0	0	0	0	0	0
生涯学習課	40	0	18	18	3	5	10
文化財課	3	0	2	2	0	2	0
消防本部	11	0	6	6	5	1	0
計	196	4	68	72	21	23	28

使用料の減免については、行政財産使用料条例第5条で「国及び他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において、公用若しくは公共用又は公益事業の用に使用するとき、又は市長が特に必要と認めたときは、使用料を減額し、又は免除することができる。」と定められている。

使用許可に係る減免の状況については、減免なしのが124件(63.3%)、減免ありが72件(36.7%)であり、減免の内訳は減額が4件(5.6%)、免除が68件(94.4%)となっている。

用途別で見ると、その他を除いて機器設置等が15件と最も多く、次いで倉庫・物置が12件、看板が9件となっている。自動販売機及び共架電線その他線類の使用許可については減免はない。

機器設置等のうち主なものは、防災行政無線通信設備、電子線量計、雨量計など長崎県が公共目的のために使用する機器である。また、仮置場のうち3件は国土交通省の西九州自動車道の整備工事に伴うものとなっている。

理由別減免件数では、「市長が特に必要と認めたとき」が28件(38.9%)で最も多く、次いで「公共的団体において公用若しくは公共用又は公益事業の用に使用するとき」が23件(31.9%)、「国及び他の地方公共団体その他公的団体において公用若しくは公共用又は公益事業の用に使用するとき」が21件(29.2%)となっている。

## (6) 使用料の金額別件数

表6 使用料の金額別件数

所管課所名	免除	1,000円	1,001円～	10,001円～	100,001円～	300,001円～	500,001円～	1,000,000円	計
		以下	10,000円	100,000円	300,000円	500,000円	1,000,000円	超	
政策企画課	0	0	0	0	1	0	0	0	1
市民生活課	0	2	1	0	0	0	0	0	3
子育て・こども課	0	1	1	0	0	0	0	0	2
地域経済活性課	20	5	4	4	0	0	1	2	36
水産課	5	1	3	7	5	1	1	1	24
都市計画課	8	3	4	7	4	0	0	0	26
福島支所	0	0	0	1	0	0	0	0	1
鷹島支所	1	0	1	0	2	0	0	0	4
福島診療所	0	2	2	1	0	0	0	0	5
会計課	4	2	3	7	1	0	0	0	17
上下水道課	4	4	5	1	0	0	1	2	17
教育総務課	0	3	2	1	0	0	0	0	6
生涯学習課	18	9	10	3	0	0	0	0	40
文化財課	2	0	1	0	0	0	0	0	3
消防本部	6	1	3	0	1	0	0	0	11
計	68	33	40	32	14	1	3	5	196

使用料の金額別件数では、1件当たりの使用料が1万円までのものが免除と併せて141件と全体の約7割を占めている。100万円を超えるものは5件あり、最も高額なものは工業団地の賃貸工場の使用料で、次いで工業用水道事業用地の仮設建物、太陽光発電設備、水産加工団地用地の水産加工処理施設の使用料の順となっている。

## 2 行政財産の貸付状況について

表7 行政財産の貸付状況

所管課所名	件数	区分	用途（使用目的）	契約の内容
健康ほけん課	3	建物	社会福祉協議会事務所等	使用貸借
子育て・こども課	2	土地	保育所用地	使用貸借
上下水道課	1	土地	機械格納及び作業員研修場所用地	賃貸借
計	6			

行政財産の貸付けを行っている事例は6件であり、その内訳は、独立行政法人地域医療機能推進機構の病院建設事業に伴い、建物を社会福祉協議会に貸し付けている事例が3件（健康ほけん課）、土地を保育所の事業用地として社会福祉法人に貸し付けている事例が2件（子育て・こども課）、土地を機械格納及び作業員研修場所用地として森林組合に貸し付けている事例が1件（上下水道課）である。

## 第8 監査の結果

平成30年度における行政財産の目的外使用許可、貸付及び処分にかかる監査を行った結果、以下のとおり改善又は検討を要する事項が見受けられた。

### 1 行政財産の目的外使用許可について

#### (1) 許可及び使用料算定の根拠の記載

行政財産の目的外使用許可については、財務規則第108条第1項で次のいずれかに該当する場合に目的外使用ができると定めている。

- ①行政財産を利用する者の福利厚生を目的とするもの
- ②公共的目的のために行われる講演会、研究会の用に利用する場合
- ③国、他の地方公共団体その他公共団体において公用又は公共用に供するもの
- ④その他市長において特に必要と認める場合、

定期監査においても指摘しているが、決裁を受ける際、多くの起案（決裁）文書にこの使用許可の根拠規定が記載されていないものが見受けられた。また、使用料の算定根拠についても、算定に用いた根拠規定の記載がないものがあった。

使用許可は行政処分であるため、どのような法令に基づいて許可したかという判断根拠を明らかにしておくことが必要であり、そのためにも許可の根拠規定及び使用料の算定根拠を起案（決裁）文書に記載しておくべきである。

また、「市長において特に必要と認める場合」に該当するとして許可を行う場合は、当該行政財産の用途又は目的を妨げない理由について明記しておくことが望まれる。

#### (2) 使用許可の期間

許可期間については、財務規則第108条第2項に「許可の期間は1年以内とする。ただし、更新することを妨げない」と定めている。

更新の場合は会計年度を単位として概ね1年間で許可していたが、中には1年を超えて許可しているもの、自動更新扱いとしその後更新手続きを行っていないものがあった。（地域経済活性課、都市計画課、消防本部）

### (3) 使用許可に係る決裁

使用許可に係る決裁については、財務規則第109条第1項で、「主務課長は、所管する行政財産について新たに使用するときは（中略）、市長の決裁を受けなければならぬ。」と定めている。

新規の使用許可について、主管課長決裁としているものがあった。

（地域経済活性課、都市計画課、福島診療所、会計課、教育総務課（福島分室））

同条第2項では「（略）行政財産の使用許可を更新しようとするときは、会計課長の決裁を受けるものとする。」と定めている。

会計課を経由してないもの、管材係への合議で終わっているものが多く見受けられた。

（政策企画課、子育て・こども課、地域経済活性課、水産課、都市計画課、福島支所、鷹島支所、福島診療所、教育総務課、生涯学習課、消防本部）

### (4) 使用許可に係る条件

使用許可をする場合の条件については、財務規則第110条で、使用料の支払方法及び期日、使用目的以外の用途に使用することの禁止、原形変更の禁止及び原状回復の義務、転貸の禁止及びその他必要と認める事項の条件を付さなければならないと定められているが、使用許可書にこれらの許可条件の一部が記載されてないものがあった。

（地域経済活性課、水産課、都市計画課、生涯学習課）

### (5) その他

上記のほか、使用許可の決裁のみで許可書を発行していないもの（政策企画課）や、更新に係る使用許可手続きが漏れていたもの（地域経済活性課、上下水道課）、許可書記載の使用料の額と調定額が異なっているもの（都市計画課）が見られた。

### (6) 使用料の算定・徴収

当市の行政財産使用料条例第3条では「使用料は、別表の規定により算定した額とする。」とあるが、別表には土地と建物についての使用料のみ規定されており、電柱類や地下埋設物等の使用料については特に定められていない。そのため行政財産所管課においては他の例規や法令等の規定を準用して使用料を算定しているが、電柱類等の使用料算定に関しては普通財産貸付料算定要綱の規定に準じて算定しているもの、道路占用料徴収条例の規定を準用して算定しているもの、電気通信事業法施行令別表の例により算定しているものとがあり、算定根拠が混在していた。

使用料の額については、土地、建物ともに時価相当額に一定の割合を乗じて得た金額となっており、各課とも固定資産税評価額を基に算定しているが、宅地の評価額については地価公示価格等の7割程度を目安に評価されていることから、宅地の算定に関しては評価額を0.7で割戻す必要があるものと考えるが、割り戻さずに算定しているものがある一方で、建物の算定において評価額を0.7で割戻しているものもあった。

また、使用期間が1年に満たない場合などの月割計算については行政財産使用料条例には規定がないが、月割り計算により使用料を算定しているものがあった。

以上、所管課間で取扱いが異なっている状況であるため、使用料の算定に関しては全庁統一的な基準を定める必要がある。

道路占用料徴収条例の規定を準用して算定しているものにおいて、電柱の使用料を前年度（改正前）の占用用の単価で算定しているものや1メートル未満の端数計算を誤つ

て算定しているもの等、使用料の算定誤りが見受けられた。

(子育て・こども課、水産課、上下水道課、生涯学習課)

使用料についてはすべて年度内に収入されていたが、歳入科目は12節使用料で調定すべきところ、15節財産収入や19節諸収入で収入されているものが見られた。

(政策企画課、鷹島支所地域振興課、会計課)

#### (7) 減免事務

減免のうち、減額としているものについては、本来の使用料を算定した上で、減額する根拠、理由を決裁文書に明記し減額とする決裁を受けていたが、免除としているものの多くは、決裁文書に該当となる条例の根拠規定の記載はあるものの、免除とする理由が具体的に記されておらず、また使用料の算定も省略されていた。免除する場合にあっても、本来徴収すべき使用料の算定を行なった上で処理を行うべきと思われる。

また、減免理由別では「市長が特に必要と認めたとき」が最も多かったが、この場合には特にその判断根拠について、外部から説明を求められた場合にも耐えられるよう、決裁文書に具体的に明記しておくべきと考える。

30年度で使用料免除とされた申請72件のうち、申請書と併せて減免申請書が提出されたものは14件であり、他は減免申請書の提出は無く、申請書に免除を受けたい旨の記載があるものが27件、申請書に免除について何ら記載がないものが31件となっていた。

使用許可の判断は使用者からの申請に基づき行うものであるため、使用料等の減額又は免除を受けようとする者から、原則として減免申請書を提出させるべきものと考える。減免申請書の提出を求める場合には、少なくとも申請書に使用料の免除を受けたい旨及びその理由が明記されてあることが必要で、その旨の記載が無い場合には、申請者が減免を受ける意志があるかが判断できず、免除処理することは適切ではないと考える。

#### (8) 目的外使用許可に係る関係例規の問題点等

長崎県及び県内各市の行政財産の使用料条例とも比較した結果、本市関係例規の内容について次のとおり一部改善や検討を要するものがあると考えられる。

##### ①電柱類等に係る使用料の算定

上記（6）使用料の算定・徴収でも述べたとおり、本市の行政財産使用料条例には電柱類や地下埋設物等の使用料については定められていないが、長崎県及び他市においては条例に規定されている。また、本市の使用料条例第3条ただし書きでは「これにより難い場合は、市長が別に定める。」とあるが別に定めは無く、他市の状況からも条例の中で個別に規定すべきものと考える。

##### ②月割計算等の規定

使用料は年額で定めるものとなっているが、本市の条例では、使用期間が1年または1月に満たない場合の月割・日割計算、使用面積に1m<sup>2</sup>未満の端数がある場合の端数計算の方法などが定められておらず、条例に月割計算等の規定がないのも本市のみである。

##### ③建物の使用料算定方法の検討

建物の使用料の算定に関し、建物の使用料に当該建物の使用部分に相当する敷地に係る土地の使用料の合計額と定めているところが県及び9市あった。建物の使用料に

その使用面積に相当する土地の使用料を加算するというものであるが、これについては検討の余地があるものと思われる。

#### ④消費税相当額の加算

土地の貸付けについては非課税取引とされているが、貸付期間が1か月に満たない場合は非課税とはならず、建物を貸し付ける場合は課税の対象となるとされている。条例等に消費税相当額を加算する旨の規定があるところも県及び9市あることから、建物の使用料算定に係る消費税相当額の加算の可否については、確認及び検討のうえ適正な対応が必要と考える。

## 2 行政財産の貸付について

行政財産は、行政目的を達成するために利用されるものであるから、原則的に貸付け、交換、売払い、譲与等ができない（地方自治法第238条の4第1項（以下「法」という。）が、平成19年4月1日施行の法改正により、その用途又は目的を妨げない限度において、貸付け、又は私権の設定をすることができることとなり、このことについて、法第238条の4第2項から第4項に次のとおり規定されている。

2 行政財産は、次に掲げる場合には、その用途又は目的を妨げない限度において、貸付け、又は私権を設定することができる。

- (1) 当該普通地方公共団体以外の者が行政財産である土地の上に政令で定める堅固な建物その他の土地に定着する工作物であって当該行政財産である土地の供用の目的を効果的に達成することに資すると認められるものを所有し、又は所有しようとする場合（当該普通地方公共団体と一棟の建物を区分して所有する場合を除く。）においてその者当該行政財産を管理する普通地方公共団体が当該行政財産の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。）に当該土地を貸し付けるとき。
- (2) 普通地方公共団体が国、他の地方公共団体又は政令で定める法人と行政財産である土地の上に一棟の建物を区分して所有するためその者に当該土地を貸し付ける場合
- (3) 普通地方公共団体が行政財産である土地及びその隣接地の上に当該普通地方公共団体以外の者と一連の建物を区分して所有するためその者（当該建物のうち行政財産である部分を管理する普通地方公共団体が当該行政財産の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る）に当該土地を貸し付ける場合
- (4) 行政財産のうち庁舎その他の建物及びその附帯施設並びにこれらの敷地（以下「庁舎等」という。）についてその床面積又は敷地に余裕がある場合として政令で定める場合において、当該普通地方公共団体以外の者（当該庁舎等を管理する普通地方公共団体が当該庁舎等の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。）に当該余裕がある部分を貸し付けるとき。（前三号に掲げる場合に該当する場合を除く。）
- (5) 行政財産である土地を国、他の地方公共団体又は政令で定める法人の経営する鉄道、道路その他政令で定める施設の用に供する場合において、その者のために当該土地に地上権を設定するとき。
- (6) 行政財産である土地を国、他の地方公共団体又は政令で定める法人の使用する電線路その他政令で定める施設の用に供する場合において、その者のために当該土地に地役権を設定するとき。

3 前項第2号に掲げる場合において、当該行政財産である土地の貸付けを受けた者が当該土地の上に所有する一棟の建物の一部（以下この項及び次項において「特定施設」という。）

を当該地方公共団体以外の者に譲渡しようとするときは、当該特定施設を譲り受けようとする者（当該行政財産を管理する普通地方公共団体が当該行政財産の適正な方法による管理を行う上で適當と認める者に限る。）に当該土地を貸し付けることができる。

- 4 前項の規定は、同項（この項において準用する場合も含む。）の規定により行政財産である土地の貸付けを受けた者が当該特定施設を譲渡しようとする場合について準用する。

以上のとおり、行政財産の貸付ができる場合は極めて限られていることから、貸付けの要件に該当しない行政財産については、使用許可での処理を行なわなければならない。

なお、自動販売機の底地の貸し付けに関しては、庁舎の空きスペースの有効活用であることから、法第238条の4第2項第4号に該当するものであるが、法改正の趣旨である自主財源の確保の観点からも、自動販売機の設置については、設置業者を公募（入札等）により選定し、貸付けを行うことにより財産収入の確保を検討されたい。

また、公有財産は行政財産と普通財産とに分類され（法第238条第3項）、行政財産とは、普通地方公共団体において「公用又は公共用に供し、又は供することを決定した財産」、普通財産とは、「行政財産以外の一切の公有財産」（同条第4項）と定められており、公有財産が行政財産に当たるのかどうかに関して、「公有財産は、地方公共団体自身が直接、特定の行政目的のために供していない場合には、それが間接的に地方公共団体の行政に貢献していたとしても、地方自治法第238条にいう行政財産には当たらない」（昭和61年7月14日大分地裁判決）とした裁判例がある。

この裁判例に照らしてみると、当市の事例の場合、社会福祉協議会事務所等（建物）や保育所用地（土地）については、地域福祉の推進や保育の継続という行政目的に貢献するものではあるものの、市自身が直接、特定の行政目的のために供しているものではないことから行政財産には該当しないものと判断される。

財産の取得、管理、処分は長の権限と定められていることから、特定の公有財産を行政財産とするか普通財産とするかの判断は市長の裁量となるものの、当該裁判例は財産を区別する上において参考となる事例と考えられるため、貸付けの対象となっている財産の区分の変更について検討の余地があると思われる。

### 3 行政財産の処分について

行政財産を普通財産への用途変更手続きを行わずに売払いをしていた事例が旧商工振興課で1件、水産課で2件あった。行政財産は売り払い、譲与等ができないという関係課の法令の認識不足と、財産処分等に係る会計課との情報共有、調整等がうまく行われていなかつたことが原因と考えられるが、法令違反であることから今後は再発防止に努められたい。

現在のところ、普通財産の取得、管理及び処分については会計課の分掌事務とされているものの、各市においては市有財産規則等の中で「（例）〇〇課長は普通財産を管理する。ただし、〇〇課長が管理することが適當でないと認めるものは、当該財産に關係のある課長に管理させることができる。」旨が規定されており、普通財産の管理担当部署以外の部署においても普通財産を管理できることとしている。

例として、分譲・売却を目的として取得し管理している工業団地の管理について他市の状況を調べてみると、普通財産として管理されているようであることから、財産管理の分掌事務等に関しても検討すべき点があると考える。

## 第9 監査結果に係る意見

今回の行政監査は、行政財産の目的外使用、貸付等、行政財産の管理状況について実態を明らかにするとともに、当該事務処理が適正に行われているかどうかについて調査した。

監査の結果、前述のとおり事務処理について改善・検討を要する事項が見受けられた。

行政財産は公用又は公共用の目的に供されるものであり、目的外使用については本来の用途又は目的の妨げない限度において許可することができるものである。今回の調査では、許可したものの中には本来の用途又は目的の妨げとなっているものはなく、許可した現地の状況についても概ね把握しているということではあった。

ただし、関係書類の処理状況等を見る限りにおいては、公有財産に対する法令の理解、認識に乏しい傾向にあることが窺えた。これについては、目的外使用申請の9割近くが更新を繰り返している使用許可であり、関係法令の認識不足のまま前例踏襲で処理が定形化されていることが原因と思われる。

貸付けに関しても、使用許可の件数と比較すると少ないものの、法令等に基づいて対応されているとは言い難い。

定期監査の指摘事項等に基づく各課の改善措置等の個別対応では全庁統一的な改善は見込めないことから、市有財産管理の統括的調整を行う会計課において、県内各市の状況も参考としながら、行政財産使用料条例や財務規則等の関係例規の見直しを行い、行政財産の目的外使用許可及び貸付事務に係る事務処理手続き等を整備し、庁内における財産管理事務処理の適正化・標準化を図る必要があると考える。

また、決裁に関しては、本件財産管理事務は元より全ての事務において、関係例規等を確認のうえ、授受権限を越えた決裁を行うことが無いよう、厳格に運用されたい。

重ねて、行政財産の目的外使用・貸付については、その用途又は目的を妨げない限度において財産の有効活用を図るものであり、その活用に係る手続きや事務処理については、公平性・透明性の視点に立ち、適正な事務執行に努められたい。

今回の監査結果を踏まえて、行政財産に係る法令等への理解を深めると共に、適正な事務処理と管理に努め、行政財産の効果的な活用について検討されるよう要望する。